

令和5年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

令和5年度に係る随時監査(工事)の結果については、令和6年3月1日に議会及び知事に報告(令和6年3月1日付け北海道公報第484号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
(1) 積算	
《指摘事項》	
海岸工事において、護岸工の積算に当たり、土砂運搬などの数量を誤ったため、設計金額が435万6,000円過大となっており、契約金額が242万円割高となっていた。 (宗谷総合振興局)	指摘があった数量の誤りにつきましては、随時監査受監後、設計変更確認会議を開催し、指示書により対応を行い、設計変更により処理しました。 また、積算担当職員に周知すると共に、設計図書の審査時に用いる実施設計書チェックシートにチェック項目を追加することにより、計上ミス防止等に努めます。
《指導事項》	
ア 砂防工事において、仮設工の積算に当たり、排水ポンプの設置日数を誤ったため、設計金額が95万7,000円過少となっていた。 (渡島総合振興局)	工事の積算に当たっては、積算担当者及び関係職員に数量の十分な確認を行うよう指導し、適正な積算に努めます。 なお、当該工事においては、受注者と協議の上、設計変更を行いました。
イ 道路工事において、覆道補修に伴う現場塗装工の防寒養生の積算に当たり、積算基準等が適用できない場合には、見積書等により新たに歩掛りを策定する必要があるが、誤ってコンクリート工の防寒養生歩掛りを適用したため、設計金額が495万円過大となっていた。 (胆振総合振興局)	見積書の徴取により歩掛り策定を行い、設計変更により対応しました。 また、今後は積算基準の適用範囲を遵守し、適用できない場合は、「土木関係工事積算要領」の「2. 積算基準の適用について」に基づき、適切な方法により積算するとともに、設計図書の審査を徹底し、再発防止及び適正な積算に努めます。